

収入申告書兼同意書
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減申請用)

山陽小野田市長 宛

世帯員の 氏 名	続柄	年金・恩給等の年額 (ア)		給与・事業所得・ 雑所得・仕送り等 の年額 (イ)	預貯金、現金等の額 (ウ)				有価証券・債権等 (エ)		居住する家屋 以外の資産等 (オ)
		種類	年額		預金先	種別	口座番号	金額	種類	額面株数	
	本人		万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		
			万円		万円				万円		

※ 世帯全員の預貯金通帳の写しを添付してください。遺族年金、障害年金、恩給、老齢福祉年金、労災給付金など非課税年金がある場合は、年金支払通知書等支給額が分かる書類の写しを添付してください。用紙が不足する場合、別紙を用いて記入してください。

社会福祉法人等による利用者負担の減免を申請するにあたって、上記のとおり私とその世帯構成員の収入状況について申告します。

平成 年 月 日

申告者 住 所

氏 名

印

続 柄

電話番号

【社会福祉法人等による利用者負担の減免制度について】

利用者負担第1～3段階の方で、以下の要件に合致しかつ生計が困難であると市が認めた場合に、介護保険サービスの提供をおこなう社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除はおこなわないものとします。対象となるサービスは訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設における利用者負担（1割負担分）、食費及び居住費（滞在費）に限り本事業による軽減の対象となります。但し、平成21年4月1日から平成23年3月31日までは、軽減の程度は、利用者負担の28%（老齢福祉年金受給者は53%）とします。

※利用者負担第1段階・・・市民税非課税世帯に属する人で老齢福祉年金受給者

利用者負担第2段階・・・市民税非課税世帯に属する人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下

利用者負担第3段階・・・市民税非課税世帯に属する人で上記以外

【対象者要件】

- (1)年間収入（(ア) + (イ)）が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2)預貯金等の額（(ウ) + (エ)）が350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3)（オ）世帯がその居住に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に社会通念上処分可能な利用し得る資産（自己用以外の家屋や土地、高価な貴金属や書画骨董等）を所有していないこと。
- (4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。※他の所得者の扶養親族または健康保険の被扶養者となっていないこと。
- (5)介護保険料を滞納していないこと。※分納誓約を提出している場合を除く。

※生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としない。

【記入上の注意】

- ・（ア）欄は、遺族年金、障害年金、恩給、老齢福祉年金、労災給付金など非課税年金についても記載すること。
- ・（イ）欄は、仕送り等も含むこと。
- ・（ウ）欄は、預貯金の他、現金も含むこと。種別欄は、普通・当座・定期・その他と記載すること。
- ・（エ）欄は、手形、小切手、株券、社債券、国債証券、地方債証券などを記載すること。一般に公開された市場がある場合には申請日時点の市場価格を記載し、その他の場合は額面で記載すること。不明な場合は、額面の金額や株数を記載すること。
- ・（オ）欄は、自己の居住に供する住宅と土地以外の土地については地目と地番を記載し、建物については、地番と建築面積を記載すること。その他貴金属等については、一般的に換金価値の高いものについてのみ記載し、評価額または評価額が不明な場合は購入時の金額を記載すること。
- ・課税者が世帯に加わった場合など収入申告書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の収入申告書を提出してください。